

介護サービス提供等により事故等が発生した場合の八幡市への報告書提出について

1. 報告すべき事故の種類

- ① サービス提供中(送迎中・通院付き添い時を含む)における死亡または負傷した場合
 - ・ 死亡については事故死の他、自殺、死因に疑義がある場合とする。
 - ・ 負傷については骨折、打撲・捻挫・脱臼、切傷、火傷、その他の外傷とし、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。
 - ・ 死亡または負傷のいずれについても、利用者の家族等から苦情が出ている場合は全て報告の対象とする。
- ② 食中毒もしくは感染症の発生またはそれが疑われる事例が発生した場合
 - ・ 発生を知った時点で速やかに保健所に報告すること。
 - ・ 一類感染症から四類感染症または食中毒が発生した場合
 - ・ その他感染症もしくは食中毒により、死亡者または重篤な患者が発生した場合
 - ・ 新たな感染症が発生し、別途通知が発出された場合は、これに従うこと。
- ③ 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響する場合
- ④ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響がある場合
- ⑤ 誤薬や離脱等が発生した場合
- ⑥ 特に報告が必要と認められる事故が発生した場合

2. 報告内容

- ① 別紙の事故報告書様式を使用すること。
- ② 利用者が他市町村の保険者で、当該市町村に報告書を提出する場合は、その報告書でも差し支えないものとする。

3. 報告の時期

- ① 事故発生後速やかに、別紙の事故報告書様式を5日以内に本市に提出すること。提出が遅延した場合は理由書を求めることがある。
- ② 重大な事故が発生した場合や提出が間に合わない場合は速やかに八幡市役所高齢介護課へ報告すること。
- ③ その後、状況の変化等に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策・改善策について報告すること。事故処理が長期化する場合は、経過報告を求めることがある。

4. 報告書の提出先等

- ① 八幡市役所高齢介護課
- ② 利用者の属する市町村
- ③ 京都府山城北保健所(地域密着型サービス事業所は除く)